

第1回 国勢調査の実施に関する有識者懇談会議事録

1 日時 平成18年1月24日(火)14時00分から16時00分

2 場所 虎ノ門パストラル 新館3階 すいせんの間

3 出席者

構成員：竹内啓座長、阿藤誠委員、飯島英胤委員、城本勝委員、須々木亘平委員、萩原雅之委員、堀部政男委員、和田理都子委員

総務省：山崎力総務副大臣、衛藤英達統計局長、江端康二統計調査部長、亀田意統国勢統計課長

4 議題

- (1) 会議の進め方について
- (2) 国勢調査の概要について
- (3) 国勢調査の検討課題について
- (4) その他

5 配付資料

- (1) 「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」の開催について(案)
- (2) スケジュール(案)
- (3) 国勢調査について
- (4) 平成17年国勢調査の実施上の問題と課題

6 議事の概要

(開会、委員及び総務省側出席者の紹介)

亀田課長 それでは、懇談会の開催に当たりまして、山崎総務副大臣からごあいさつを申し上げます。

山崎副大臣 皆様、きょうはご苦労さまでございます。総務副大臣の山崎でございます。

委員の皆様方には、この懇談会の発足に当たりまして、委員をお引き受けいただいて、心か

ら感謝申し上げます。そして、本日ご多用中のところご出席いただきましてありがとうございます。

国勢調査は我が国が行っている最も重要で基本的な統計調査でありまして、1920年に第1回が行われているという長い歴史を持っている、そして伝統のある調査でございます。そして、昨年になりましたが、2005年の調査におきましては国民の皆様方のご協力をいただいて調査を完了して、予定どおり昨年末に速報値を公表させていただきました。

ご承知のとおり、その一方で、調査現場で今までには余り予想していない、想像していなかった個人の情報保護意識の高まりと申しますか、プライバシーの権利意識の高まり、その一方でオートロックのマンション等で物理的な接触が非常にできにくくなったという、そういったさまざまな問題提起がなされたと理解しております。

私自身、実は前身がマスコミにおりまして世論調査を担当していたことがございまして、現場での有権者名簿等からのサンプル抽出から始まってという現場のほうを知っている人間でございますので、本当に大変だということは分かっているつもりでございます。正確で有用な、国家として必要なあるいは民間の方にも活用していただくデータというものを得る上では、何としてもこの調査をきちんとやっていかなければなりません。そして、国民の方々に調査にご協力いただかなければなりません。一人一人の国民の方々や現場で実際の調査に当たる方々の生の声をぜひ反映させて、真摯に耳を傾けて、委員の皆様方のお知恵で問題の所在点を的確にとらえていただき、机上の空論という形ではなくて、実態を踏まえた対応策をぜひお考え願いたいという気持ちでございます。

そういった意味で、非常に陳腐な言い方ですが、鉄は熱いうちに何とかと申しますように、その現場の苦勞がまだ意識に残っている間にぜひ先生方にこの問題を検討していただきたいというのが、今回の会の真意でございます。

繰り返しになりますけれども、この国勢調査、国政の基本データということで極めて重要でございます。だからといって今までのとおり国民の方の協力を得るのが当たり前だというような社会情勢でもなくなり、変化してございます。今後、これからの調査ができるだけ国民の協力を得て円滑にいきますよう、ぜひお力添えをよろしく願います。

こういったことで、この懇談会がいい方向の結論を出していただくよう心からお願い申し上げます、あるいは期待申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

亀田課長 それでは、報道関係の方はご退席をお願いいたします。

山崎副大臣は所用のために退席します。

山崎副大臣 よろしく申し上げます。

亀田課長 それでは、座長互選ということになります。本懇談会には座長を置くことになっていまして、座長は構成員の互選ということになっております。どなたか座長をご推薦いただければと思います。

堀部委員 私としましては、統計審議会の前会長でもあり、また統計に造詣の深い竹内先生にお願いしたいと思っておりますので、提案させていただきます。

亀田課長 今、堀部委員の方から竹内先生を座長にいかがかというご発言がありましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

亀田課長 どうもありがとうございます。

それでは、竹内委員に座長をお願いしたいと思います。これからの進行は竹内座長にお願い申し上げます。お席の方にお移りいただければと思います。

竹内座長 ただいま座長に選出いただきました竹内でございます。今後、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

本日の議題の第1は、会議の進め方についてということでございますが、会議の運営や今後のスケジュールにつきまして、資料1、2に基づいて事務局からご説明いただきます。

亀田課長 それでは、会議の進め方についてご説明の前に、簡単に資料構成をご紹介しますと思います。お手元に封筒を2つ重ねて置いてあると思いますが、最初の封筒に入っておりますのが今回のメインの資料でございます。資料としましては、会議次第の後に資料1、「スケジュール」の資料2がございまして、「国勢調査について」という資料3、それから「17年国勢調査の実施上の問題点と課題」という資料4、この4点で構成されております。

お手元のもう1つの封筒の方には、国勢調査の調査票、調査票の記入のしかた、それから、17年調査で全世帯に配布しました封筒、世帯名簿、また調査員等にお配りしました個人情報保護マニュアルです。それから、要計表による昨年12月27日に公表しました速報値等の要約を配付しております。ご確認いただきまして、もしありませんでしたらお申しつけいただければと思います。

それでは、資料1、2に基づきまして、この会議の進め方についてご説明いたします。

まず、会議の運営についてですが、資料1をごらんください。「国勢調査の実施に関する

有識者懇談会」の開催について（案）」という資料でございます。本懇談会の背景、目的、その構成員につきましては、1及び3のところに記載したとおりでございます。

それから、本懇談会の検討内容につきましては、2のところにございますように、国民の理解が得られやすい調査票の配布・回収方法など調査方法の改善方策、それから、調査困難な状況を勘案しました調査員業務の見直し、3点目としまして、国民がより記入しやすい調査項目や記入方法の検討、ということでございます。

会議の運営については、4のとおりでございますけれども、特に公開、非公開の扱いについてでございますが、4の(4)のところにございますように、懇談会そのものは自由闊達なご議論をいただくために非公開といたしますが、配付資料については懇談会終了後、公表いたします。

また、議論の概要については事務局でまとめまして、速やかにホームページで公開いたします。議事録につきましては、構成員の了解を得た上で、ホームページで公開するという扱いにさせていただければと考えております。

この懇談会の開催期間ですが、本年1月から7月ごろまでということとしております。

続きまして、会議のスケジュールについて、資料2をご覧ください。本懇談会については、1月から7月にかけて、月1回程度、計7回程度開催することといたしております。検討内容ですけれども、本日の第1回は、国勢調査の概要と検討課題についてご説明いたしました後に、検討課題についてご議論いただきます。そして、第2回、2月ですが、検討課題を更にご場で整理していただければと考えております。それから、第3回、第4回で検討課題に対応できる調査方法や調査内容について詳細なご議論をいただきまして、第5回以降、3回程度で「改善策の提案」ということで報告を取りまとめいただければと考えているところです。

また、検討に当たりまして、調査に実際に携わられた調査員等のお話を聞くことも重要と考えられますので、次回に調査員の方にお越しいただいてヒアリングを行うということを予定しております。3回目以降も、例えば「国勢調査の見直しを求める会」の代表の方でありますとか、マンション管理の関係の方等のヒアリングもできればと考えているところでございます。

外国の状況については、本日の資料に簡単な一覧表を、主要な国の状況をつけさせていただいておりますけれども、3月ぐらいにかけて実際に海外に出向くなどいたしましてより詳細な状況を把握して、随時ご紹介させていただきたいと考えておるところでございます。

なお、次回、平成22年の調査の実施に向けて、今後また試験調査を3回程度実施することを予定いたしております、その1回目を来年、平成19年に予定いたしております。ですから、

この試験調査に本懇談会の結果を反映していくことを考えているところでございます。

会議の進め方については以上でございます。

竹内座長 ただいまの点につきまして、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

特にご意見がなければ、このような形で進めさせていただくことにします。

引き続きまして、議題第2「国勢調査の概要について」ということと、第3「国勢調査の検討課題について」ということですが、これにつきまして事務局から一括して説明をお願いします。そして、その後で各委員からいろいろご意見を伺いたいと思いますので、まず資料の説明をお願いいたします。

亀田課長 それでは、まず、資料3「国勢調査について」という資料に基づきまして、国勢調査の概要についてご説明いたしたいと思います。

おめくりいただきまして、ローマ数字の は国勢調査の概要ということでございます。調査の目的ですが、国勢調査は人口・世帯の実態を把握する国の最も基本的な統計調査として、大正9年以来5年ごとに実施してきております。

次の下の枠に、平成17年調査の概要をまとめてございます。国勢調査は、大規模調査と簡易調査を交互に実施しております。これは調査項目の数が違うということでございまして、平成17年調査は簡易調査の年でございまして、調査事項はこの から までに書いてございます17項目ということになります。大規模調査の年は22項目になるということで実施しているところでございます。

それから、次のページのローマ数字の に、国勢調査の意義について整理してございます。まず、(1)のところでございますように、国勢調査は人口・世帯に関する唯一の全数調査であるということで、我が国に住んでいるすべての人を対象に住民登録の届出の有無に関わらず、ふだん住んでいる場所で調査することに意義がございました。

次に、(2)として調査結果の利用につきましてですが、これは各種法令に基づきまして地方交付税の算定、それから選挙区の画定など、法定人口として利用されるとともに、国・地方の様々な行政施策の基礎資料として利用されます。これらの利用につきましては、11ページの参考2に例を示しております。例えば法定人口としての利用例のより詳細な状況、国の行政施策における利用の例等、様々示しております。これを見て分かりますように、国勢調査の結果は言わば法定人口として民主主義の基盤を提供しているということもできるのではないかと思います。

このほか、国勢調査の結果は国民共通の財産としまして研究機関、それから民間企業など各

方面でも利用されているところでございます。

2ページ目に戻りまして、次の(3)ですが、国勢調査の結果は、各種標本調査のサンプルフレームとしても不可欠なものとなっているところでございます。この標本調査の基礎という位置づけになっております。

国際的に見ましたのが(4)でございますけれども、これは国際連合によって人口センサスの実施についての考え方や標準化にかかる勧告が行われておりまして、約200か国で人口センサスが実施されている状況でございます。

国連の勧告におけるセンサスの原則について、12ページの参考3をお開けいただければと思います。このような形で人口センサスの定義ですとか、ここに記していますような4つのセンサスの原則といったものが盛り込まれているところでございます。

それから、その次の13ページには参考4ということで、主要国における人口センサスの概要を記載しております。これについても適宜ご覧いただければと思います。

次に、先ほどの3ページのところになりますけれども、国勢調査はなぜ全数調査で実施しているか、なぜ5年間隔で実施しているのか、なぜ調査員調査で実施しているのかということについて整理しております。

全数調査についてですが、全数調査でないと法定人口の例えば基準人口としてのニーズに答えられないということがございますし、また、このサンプル調査のための母集団情報を提供できないということになります。また、全数であることによって小地域のきめ細かな統計の作成ができるということで、全数の結果がないと地域別のきめ細かな統計ができないという問題がございます。

4番目のなぜ調査員調査で実施しているのかというところですが、調査員調査は調査対象の正確な把握ですとか、調査票の回収率を高める上で従来から必要としてきたところでございます。なお、平成17年調査におきましては、世帯のプライバシー意識の高まりに配慮して全世帯に封筒を配布し、希望者は封入できるようにしたところでございます。こら辺のプライバシーの配慮については14ページの参考5に取組み状況を記載してございますので、参考にいただければと思います。

引き続きまして、4ページのローマ数字の でございますけれども、国勢調査の実施計画作成に至る検討過程を整理したものでございます。前回調査の実施後、直ちに実施状況を検討いたしまして、地方の意見を聞きつつ3回にわたる試験調査を実施いたしました。それで実施計画案を取りまとめまして、統計審議会への諮問、それから答申を経まして、平成17年調査の実

施計画を作成したところでございます。

5 ページ目ですが、ローマ数字の というところで国勢調査の実施体制をまとめてございます。これは、国から国勢調査員に至る事務の流れを示しているところでございます。予算規模としては、平成 17 年は約 650 億円ということです。また、全国約 85 万人の調査員が調査を実施しまして、9 万人の国勢調査指導員が調査員の指導、調査票の検査等の作業を行うこととなります。

なお、この調査員、指導員は非常勤の国家公務員でございまして、市町村に推薦をいただき、国で任命をしているところでございます。

この調査実施の事務の流れをより詳しく見たのが、次の 6 ページでございます。まず、調査員説明会を開催いたしまして説明した後、調査員が調査区を確認して世帯にお知らせを配布いたします。この過程で調査員が調査区の世帯を巡回して確認するための「調査区要図」という地図に、世帯の場所を確認して記載していきます。それから、「世帯名簿」というものを作成いたします。これは世帯の代表者の氏名、住所等を記載したものでございます。また、男女別の人員等も記載しております。次に、9 月 23 日以降になりますが、調査票を配布し、10 月 1 日以降回収ということになります。

ページの下の方に枠で「不在世帯の場合の調査方法」という記載をしておりますけれども、これは世帯が不在等で調査員が何度訪問しても会えない場合の措置ですが、近隣の世帯等から「氏名」、「男女」、「世帯人員」の 3 項目について聞き取り調査を実施いたします。この聞き取り調査を実施した世帯については、その郵送用の封筒と調査票をもう一度郵便受けに入れて配布しておきます。世帯がこの調査票に記入して郵送してくれた場合には、聞き取りの調査票と差し替えるという手順をとることになります。

なお、プライバシーに配慮する観点から、17 年調査でございますけれども、封筒に封入して提出された調査票は調査員が絶対に開封してはならないということにしまして、市町村で開封審査作業を行うこととしたところでございます。

今の説明に関連しまして、2 つ目の封筒に調査関係の資料が若干入っています。これは 17 年調査ですが、最初の資料が調査票、これを各世帯に配布するわけでございます。この次にあります調査票の記入のしかた、これを調査票と併せて世帯に配布する。その際、今回の調査では、その次にありますこの封筒ですね、封入できるための封筒ということでこれを全世帯に配布しておるところです。ここに記載してございますように、調査員によって記入漏れ、記入誤りの確認が行われますので、そのまま調査員にお渡しくださいという表記と、それから

星の3番目で、添付のテープで封をして渡していただくこともできますということで、世帯の希望によってこの封筒で調査票に封をして提出できるように措置したということでございます。

先ほどお話しいたしました世帯名簿が、その次の資料でございます。調査員が世帯を回りながらここに記入していくわけですが、世帯主名、所在地、世帯員の数、男女といったことを記載していきます。

次に、個人情報保護マニュアルというものをお配りしております。これは、プライバシーに配慮する観点からすべての調査員にこのマニュアルを配布いたしまして、調査員が調査で知り得た世帯の事項については絶対にほかの人には話さないとか、それから封入された調査票は絶対に開けてはいけないというようなことを注意喚起しているものでございます。

調査の事務の流れについてはご説明を終わりました、次の7ページ目のローマ数字の、これは国勢調査の実施について国民の理解を得るための調査の広報、それから環境整備について整理したものでございます。左の端に「広報戦略の作成」と書いてございますけれども、調査の前年に地方とかあるいは有識者の意見を聞いて国勢調査の広報戦略を固めます。そして、全国的な広報については国で、地域に応じたきめ細かな広報は地方で分担して行うということにいたしております。

ここにありますように、調査の前年から、例えば国勢調査のポスター、標語の公募を行ったり、あるいはここに「CENSUS PARK」とありますが、ホームページを立ち上げるなど調査を盛り上げていきまして、調査期間前後に集中的にタレントによるテレビスポットあるいは新聞広告、イベントの実施ですとか、あるいは大臣の調査現場視察、これは老人ホームを視察いたしました、そういった行事を集中的に行い、調査の周知と理解の促進を図ったところでございます。

もう1つ、点線から下のところに「環境整備」とございますけれども、4月ごろに各府省への協力依頼を行ったところです。また、6月から8月にかけて職員が各種団体や企業をそれぞれ個別に訪問いたしまして、例えば企業の広報紙への掲載ですとか、団体については団体を通じての加盟企業への協力依頼の実施をお願いしたところでございます。

広報の実施につきましては、その次の8ページにございますように、特に国勢調査の理解に乏しいのではないかとと思われる若者とか、調査の対象であるという認識が薄いのではないかと考えられる外国人に対して重点的な広報を行うということで、若者向けのイベントの開催、若者向け雑誌への掲載、あるいは外国のメディアを活用した広報といったような重点的な広報を実施してまいりました。

また、オートロックマンションの調査が非常に大変だということがございましたので、例えば不動産関係の団体を通じて会員の不動産管理会社等に協力依頼を行う、あるいは都内にある主要なマンション管理会社の本社については職員が個別に訪問して協力依頼を行うといったようなことをしたところでございます。

また、プライバシー意識の高まり等に配慮いたしまして、広報の中で個人情報の保護対策について強調したということがございます。

9ページには実際にどういった媒体で広報を行ったかということの詳細に整理しておりますので、参考にしていただければと思います。

最後になりますけれども、15ページに参考6といたしまして、国勢調査結果の公表のスケジュールを示しています。昨年12月27日に要計表による速報人口を公表いたしましたけれども、この要計表というのは調査員が作成する世帯名簿を基にいたしまして、地域別の男女別の人口、世帯数を入力して要計表というものを作成いたします。これによって、最も早い人口速報を公表するというところでございます。

確定人口につきましては、本年10月まで順次各県別に公表いたしまして、10月には全国の確定人口の公表ということになります。

資料3「国勢調査について」の資料の説明については、以上でございます。

引き続きまして、議題3「国勢調査の検討課題について」ということで、資料4「17年国勢調査の実施上の問題と課題」についてご説明いたします。

今回の国勢調査では、社会の変化、それから居住形態の変化、あるいは国民の意識の変化等を背景といたしまして、従来にはない様々な問題が生じたところでございます。8ページの参考4を開けていただければと思いますが、これは地方公共団体や実際に調査に携わった調査員に統計局でヒアリングを行った結果を整理したものでございます。細かい資料ですので、説明は割愛させていただきますが、これらのヒアリングの状況からも要点を抜き出しまして、今回の調査の「問題の状況」、「背景」として考えられること、これにかかる「検討課題」の3点に整理しましたが、1ページから4ページの資料でございます。

まず、「調査実施環境面の問題」でございますが、「1」といたしまして、共働き世帯、それから一人暮らしの世帯、オートロックマンションなどで、調査員がなかなか世帯と接触できない状況が見られたところでございます。また、一人暮らしの女性などで訪問者への警戒心の高まりなども、こういった状況に影響していると考えられるところです。

5ページの参考1を開けていただければと思います。ここに一人暮らしの世帯とか、あるい

はおおむねマンションと考えられる中高層住宅に住む世帯、これが平成2年から12年までどれくらい増加したかという状況を、国勢調査の結果によりお示ししております。下にグラフにしておりますけれども、これを見れば分かりますように、東京都のような都市部だけではなく、農村部が多い県でも同様にこういった単身者の世帯とか、あるいは中高層住宅に住む世帯というのが非常に大きな増加を示しているということが分かります。

元の資料に戻りまして、1ページの2のところでございますけれども、世帯に会えても協力してくれない。つまり、調査員が何とか世帯と接触できても、個人情報を提供することが心配だといったような理由で調査に協力してくれないという状況が見られたところでございます。

次の2ページの3のところに聞き取り調査ができないと書いてございます。先ほど、不在等でどうしても会えない世帯には聞き取り調査を行うという説明をいたしましたけれども、例えばマンションなどでは隣人についても知らない人が増えているとか、あるいは管理人や管理会社に問い合わせても個人情報保護法があるからといったことを盾にして、空き家かどうかも教えてくれないといったような状況など、聞き取り調査さえ困難な状況も一部で見られたところでございます。

これらの状況を踏まえまして、この検討課題に整理しておりますように、例えば不在等の世帯に対する調査票の配布とか提出の方法、マンションの調査に適した調査方法、調査環境の整備、調査における個人情報保護対策の一層の強化、行政情報の活用による調査の効率化などが課題になるのではないかと考えているところでございます。

次に、2ページの下の段に「調査事項の問題」といたしまして、調査事項の記入に対する抵抗感ということで整理してございます。勤め先の名称など、一部の調査事項の記入につきましては世帯の方に抵抗感がございまして、記入を拒否したり、あるいは未記入で提出するといったような状況が見られました。こういった調査項目については項目の必要性あるいは記入しやすい記入方法などが検討課題になるのではないかと考えております。

それから、次の3ページでございますが、「調査員の問題」ということで整理してございます。今回の調査では、「5」に整理しておりますように、調査員に対する世帯からの苦情とか、あるいは調査員の調査方法をめぐるトラブルがかつてなく増加したところでございます。これについては6ページの参考2をご覧くださいと思います。これは、総務省統計局の方に世帯等から直接、メールで寄せられた照会の内容を整理したものでございます。実際の照会はメールでの照会が2,500件、それから電話での照会が4,000件程度ございました。いずれも平成12年当時の調査と比べまして3倍ほど増加してございます。

照会の内容を分類してみますと、左の円グラフでございますけれども、調査員に関するものが約 65%、それから調査方法に関するものが 18%ということで、調査員に関する照会が非常に多くなってございます。

この真ん中の上の円グラフでございますが、この調査員に関する照会内容を更に細かく見たものでございます。主な内容を右側の方に整理してございますけれども、例えば郵便受けを介して調査票の回収をするなど、受け渡し方法が悪いとか、世帯訪問時の応接態度が悪い、あるいは勤務時間が深夜とか早朝で不適切であるといったような調査員に対する苦情が極めて多くなっているところでございます。

調査方法に対する照会の内訳については下の円グラフで示しておりますけれども、郵送提出など提出方法の改善を希望するものが 4 割と非常に多くなっております。次いで個人情報保護の強化を求めるものとか、あるいは調査事項の必要性を問うものがそれぞれ 1 割程度になっているといったような状況でございました。

また 3 ページにお戻りいただきますと、このような調査員と世帯とのトラブルが起らないような調査票の配布、提出方法の検討などが課題になるのではないかと整理しているところでございます。

このほか、調査員については 3 ページの下の段にありますように、調査員の確保が困難になっているという状況でございます。今回の調査でも調査員の数の確保が非常に大変だったという市町村からの声が寄せられているところでございますが、また、いったん任用しても調査困難を背景として大量に辞退するといったようなケースも生じたところでございます。

これについて、7 ページの参考 3 をご覧いただきたいと思えます。これは調査員の男女、年齢別、選考方法別などの選考状況を見たものでございます。平成 17 年の状況についてはまだ整理できておりませんが、平成 12 年調査までの状況を見ても、下の段の選考方法別というところを見ていただきますと、公募について若干でありますが増加しておりますけれども、6 割近い調査員を町内会あるいは自治会からの推薦に頼っている状況が見られると思えます。町内会・自治会に参加しない世帯が現在増加してきておりまして、その自治会の地域の中にマンションができるといったことで自治会の力が弱まっている地域では、例えば自治会の役員など自治会推薦の調査員による調査が難しくなっているのではないかとといったことが考えられるわけでございます。

なお、この参考 3 につきまして、昭和 50 年、55 年のところは不詳がございまして、合計が 100 にならないといったことがございますほか、国勢調査の経験あり・なしについては若干 50

年、55年はとり方が違うのでちょっと断層があります。注意していただければと思います。

それに加えまして、今回調査が困難であったということから、次回以降は調査員の推薦をしたくないという自治会も増加しているような状況でございまして、こういった状況に対する対策を考える必要があります。

3ページに戻っていただきまして、課題といたしましては、このような状況から、次回の調査では、例えば調査員の少数化でございますとか、ITの活用による調査員事務の効率化などが課題になるのではないかと考えております。

最後になりますが、4ページに「その他の問題」ということで整理してございます。「7」にありますように、調査員を騙って調査票を詐取するという事件が全国で120件程度発生いたしました。こういった報道がなされることで調査困難に拍車をかけるといったような状況が見られたところでございます。調査票をなぜ詐取するのかということについては目的がはっきりしないところがございますけれども、いずれにしてもこのような事態が起こらないような調査票の配布、提出方法ですとか、あるいは調査員の身分証明の強化等の検討が必要になるのではないかと考えております。

封入提出の扱いということですが、封入提出をめぐりまして、調査当初、一部の自治体で封筒を配らない、あるいは調査員が封筒を開けてしまうというようなトラブルが見られたところでございます。この封入提出の増加によりまして、市町村の審査事務が増加するということから、このような封筒の扱いをしたところが出てきたのかなということで、このような審査事務増加への懸念が背景にあるのではないかと考えてございます。これからの対策の検討に当たりましては、このような自治体の実施体制の現状というものも合わせて考慮に入れる必要があるのではないかと考えているところでございます。

国勢調査の検討課題についての説明は、以上でございます。

竹内座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、まずご質問がありましたら、先に発言願います。どうぞ。

阿藤委員 小さな質問ですけれども、資料4の7ページの国勢調査員の経験別の経験あり・なしで、平成7年から12年にかけて経験なしが、それまで余り変わらないのに急に10%くらい増えています。今回どうなったのか分かりませんが、その辺の説明をお願いしたい。

亀田課長 やはり経験のある調査員の方が高齢化して、若い方が入らないために経験ある方が減っていくという状況があるのではないかと推測しております。

萩原委員 同じ表で選考方法の「その他」が非常に高いが、具体的にはどのようなものか。

亀田課長 これは例えば公務員のOBの方に調査員になっていただくとか、あるいは実際に公務員の方が調査員を兼任していただくというようなケースがございます。

萩原委員 自治体職員の方が調査員として家庭を訪問する。

城本委員 公募というのは具体的にどういうことか。

亀田課長 市町村の方から調査員を推薦いただいて任命するわけですが、公募については、市町村で推薦するに当たって、例えば自治体の広報だより等に調査員の募集について記載をして募集をします。

城本委員 自治体ごとにやっているわけですか。

亀田課長 自治体ごとに行います。

堀部委員 今の説明で、平成17年調査は全体の予算がどのくらいだったのか、そのうち広報にどのくらいとっているのかというのはどこかにありますか。

亀田課長 資料3に書いてございます、全体で650億円。5ページの「1」に予算規模と書いてございます。

堀部委員 広報予算はどのくらいですか。

亀田課長 広報予算については、国と地方合わせまして大体20億円です。

竹内座長 650億円というのは国勢調査に関する直接費用ですから、一般的な統計職員の人件費や何かは入ってないのですね。

亀田課長 そうですね。統計職員の人件費じゃなくて、ほとんど調査員の人件費です。

竹内座長 調査員の手当が大部分で、あと物件費が入りますね。そういうものですね。

亀田課長 はい。

竹内座長 だから、実際の費用はもう少しかかっている。

衛藤局長 17年度分だけですから、その前がどのくらいか。前年度の試験調査とか、それ以前のものまで合わせると20億円くらいか。

亀田課長 そうですね、合わせると20億ぐらい予備段階でかかっていると思います。

堀部委員 広報予算の推移はどうなのでしょう。今回は多い方なのか。大体、5年ごとの調査で40億円くらいですか。

亀田課長 大体横ばい、20億円程度です。

堀部委員 地方と合わせて。

亀田課長 国・地方を合わせて20億円程度。

須々木委員 今回、高層マンションが問題になっています。資料5のところで世帯の単身世

帯と、それから中高層住宅に住む世帯それぞれ数が示されておりますけれども、これの読み方ですが、単身者世帯の中には当然中高層に住んでいる人たちも入っているわけですね。

亀田課長 そうです。

須々木委員 それでは、中高層に住むマンションの中にも単身者の世帯数が入っているというわけですね。

亀田課長 単身者世帯と中高層住宅の両方に重なる部分というのはあります。

飯島委員 ご説明がなかったのですが、各国の概要のところ、カナダ、イギリス、オーストラリア、フランスまでは調査員調査が主体の調査方法で、調査員の数も書いてあるのですが、アメリカはどちらかというとインターネットとか電話を含めた郵送による発送、回収で、それが十分でない場合には調査員がフォローアップして調査をすると書いてありますが、この場合の調査員の数というのはわかりますか。

亀田課長 次回ぐらいに、もう少し詳しく調べて資料としてお示ししたいと思っています。

飯島委員 それから、もう1つは回収率というのはわかりますか。全員回収というふうに信じ込んでやるのですか。

萩原委員 米国の場合はセンサス局のホームページがありまして、ここに今、おっしゃったような回収率の話が確か出ていたと思います。回収率は67%。

飯島委員 日本はどのようなのですか。日本は100%.....

亀田課長 先ほど申しましたように、聞き取り調査を含めると100%ということですね。ただ、聞き取り調査ということで、調査票自体は返ってこないことがある。

飯島委員 つまり、100%送付して100%回収する前提に立って議論するかしらないかによって大分違ってくるのですよね。

竹内座長 その辺は後でゆっくりご議論いただきたいのですが。

アメリカはその辺、正直でフランクで、100%建前の調査だけれども、実際は78%しかなかったとか、それほどひどくなくても、いつでも90何%というようなことがちゃんと言われている、100%ではないとみんな思うわけですね。日本はどうも建前主義というか、どうもお役所で発表するときに100%、みんなそんなことはないと思っても、まあそんなところだろうというようなところがありましてね。その辺はもう少し後のご議論の中では実質的に突っ込んでいただきたいと思います。

城本委員 後でも結構なのですけれども、その聞き取り調査で埋めているのはどのくらいあるというのはわかりますか。

竹内座長 そういう数字について、後で出していただきたいと思います。

亀田課長 3月ごろになってしまうのですね、今回の調査の聞き取り率については。ただ、平成12年の調査のときの聞き取り率が全国で1.7%で、大体80万世帯。

竹内座長 ご質問がありましたら、今、お願いしたいのですが、ご意見はまとめてお伺いします。何かご質問ございますか。

もしご質問がなければ、最初に皆様方にご意見を、どういう方向のご意見でも結構ですけれども、いただきたいのですが。というのは、国勢調査というものを取り巻く環境がだんだん変わってきて、極端なことを言えば国勢調査はもうやめたらという議論も世の中にはないわけではないですね。それでは困ると、私なんかは思うのですけれども。しかし、それに対して単に技術的に調査票をどうするとか、封入するとかしないとかという改善だけではだんだん対応できなくなるので、やはり基本的に国勢調査は必要なものだということについての認識を国民の方々に持っていただいて、しかし、それはなぜ必要なものだということについてもちゃんと明確にした上で出発する必要があると思うのですね。

むしろ単に技術的にどう改善するかということであれば、ここにお出でのような方々にお集まりいただいてご議論いただく必要もないので、統計審議会の更に部会で専門委員会の方に議論していただければ済むことです。わざわざお出でいただいたのは、やはりそういう国勢調査全体としてどういうものであるべきか、それについてどうしたらいいかということについても考え方をきちんと固めていくということを目的にしたいと思います。

そういうことで、どういうことでも結構ですが、国勢調査の在り方というか問題点についてご意見をお伺いしたいと思います。皆さんに一通りお伺いしたいので、あいうえお順で阿藤さんからお願いします。

阿藤委員 こういった国勢調査の一種の危機といいますが、そういう問題が、ちょうど人口減少社会のターニングポイントに起こったという、ある種残念なところがあります。今、座長からお話があったことと言えば、私どもは是非国勢調査をやってほしいと思っているのです。

1つは、今のご質問と絡むのですけれども、調査の意義というものがもっと根本的な意味で国民に広く知られることが大変重要になってきたと思うのですね。

先ほどの資料3の2ページにいろいろ並んでいますが、これは並列かというとは私そうじゃないと思うのですね。そもそも国勢調査が始まったのは大体近代国家ができたときでありまして、近代国家ができたときになぜそれを行ったかといえ、1つは代議制民主主義の基礎ですね、これはですから、近代国家が民主主義でいくのだということで、そのためには選挙区とし

てどれだけの候補者、議席があるのだということを確認するというので、もちろん徴税という問題も当初はあったわけですね。ですから、そういう2つのもとでやはり近代国家、民主主義国家の根本的な基礎だということが国勢調査の意義の最大トップにいるということ、明確に言ったらどうかと思うのです。

そのほかのものはもちろん有用であるに決まっているのですけれども、なかなか一般の人に理解されるかどうかという問題がありますよね。研究に役に立つとか、それから国際比較上重要なのだと言ったって、一般の人がそんなものは別にそれほどでもないという感覚を持ちがちです。それから、各種の行政に役立つところも、自分に関係のあることは非常に理解するのですけれども、俺には関係ないと、私には関係ないという、そんなものは標本調査でやってくれとかそういう話になりかねない。

というようなところもあるので、やはりここでいうと、2ページでいうと、(2)の1点目と防災なんかを含むと(2)の2点目ですね、そのところが非常に重要だと私は思っております。だからこそ、これをやる意義があるし、やらなきゃならない。そして、それに答えることが国民の義務であるということですね。全般的にいろいろな問題が起こるとプライバシー意識が大事だとかそちらの方にいて、いかにして説得するかという方に行くのですけれども、もう一方では義務だということをもう少し、今の意義との兼ね合いで強調したら私はよろしいのじゃないかなというふうに思います。

竹内座長 どうもありがとうございます。

飯島さん、お願いします。

飯島委員 私もはっきりいってよく分からないのです。これを聞いたときに、調査対象になっている国民に対して、あなたにとって国勢調査というのはこういう意義があるのですよと、こういう目的に使われるのですよ、だからこの調査には全員が協力していただくのですと、そういうものが欠けてやせんかと思っているのです。この調査は国際的な比較における国力の1つの基本になる。人口というのは基本になりますから。そういう意味合いにおいて5年ごととか10年ごとに国民を実査して、棚卸しをして、国の人口の地域別、年齢別、職業別の実態を把握するというのはやはり必要なだろうというような感じがしております。

それから、もう1つは、やはり国の政策で将来の国づくりを考えていく場合、今、人口減少傾向にありますけれども、早めにどういう手を打つかというところに対する問題点と課題というのを把握する面においても、国勢調査は要るのだらうと思います。そうしませんと、実は、現在、国の固定資産が、民間企業も含めて固定資産がどれくらいあるのかというのは昭和45

年に調査しただけであって、あとは全部上乘せで改善していったら、今、国と民間企業も含めた資産はどれくらいなのかという実査が全然できていないのですね。そういう問題がありますので、やはり国力という視点からも、海外等の比較においても、産業構造の在り方においても、あるいは少子化時代の対応策においても、あらゆる統計の原点になるのはこの人口調査だと思います。どういう項目をどういう方法でやるかというのは、今、座長がおっしゃるように今後の検討事項として、これはやはり5年か、大がかりな調査は10年に一遍やる必要はあるでしょう。その辺をもうちょっと国民サイドに立って分かりやすい説明を是非していただきたいというふうに思います。

それから、PR方法については後でまた申し上げたいと思うのですが、その辺もよくお考えいただけたらというふうに思います。

竹内座長 では、城本さん。

城本委員 私もメディアに身を置いていますので、いわばユーザーという調査結果を常に利用させていただいているという立場ですので、まずどうしても必要なものであるということがあります。よく言われますけれども、去年の暮れから日本も人口減少社会に突入したと。弊社もそうでありますけれども、大体メディアはどこも年明けの新聞だと元日の社説なり1面はやはりその話題から入るといって非常に大きなテーマとしてマスコミはとらえています。考えてみますと、それも、国勢調査に限りませんが、様々なそういう公的な統計の結果、日本社会の姿が1つ見えたということをとらえて報道しているということがあります。少子高齢化という問題については常にそういうきちんとしたデータがまずあって、いろいろな角度から報道して、社会にそれを伝えていけるというベースになるものですから非常に重要だと思いますし、我々利用者としても、これは是非、より精度の高い調査を続けていっていただきたいというふうに思っています。

それから、もう1つは、ほかの委員の方からも出ていますけれども、やはり国民にとっても実は非常に密接に関わりがあるデータでありますということをもっと理解してもらう必要があるんじゃないかと。最近、自分のテーマでございまして、地方交付税の算定をする基礎になるということ、今、地方分権の問題も言われていますけれども、自分の住んでいるところにどんな人が住んでいて、それによってどういう財政的な裏付けが出るのかというのは非常に重要なことでありますし、いいかげんな数字でそれが決まってしまうということでは困りますし、将来に向けての見通しや対策というものにとっても非常に重要だと思います。

そういういろいろな部分で役に立つとか必要なものだということをもっと理解しても

らう必要があるのではないか、そういった点が1つの検討課題になると思っていますので、また考えていきたいというふうに思います。

竹内座長 須々木さん、お願いします。

須々木委員 今回の調査で耳にしたことですが、調査員が調査に行ったら、国勢調査はもう必要ないのではないかと言われたとの例は結構ありまして、やはりきちんとした意義を世帯の方々に知っていただくということは大変重要なことですし、我々、行政に従事している立場から申しますと、先ほど説明のありました意義のほかに、日常の仕事の中でいろいろな形で利用するという意味も含めて大変重要なものです。問題は、それを利用した成果は何らかの形で世帯の方々に還元されているはずなのですが、実際はなかなか実感してもらえず、いくら言葉を尽くしても理解していただけないというのが実情だと思います。

さらに、やはり調査中に世帯からよく言われますのが、住民登録しているから、それを利用すればいいではないかということです。しかし、そこで違いを明確に言えなかったり、説明にたじたじとなってしまうと、さらに理解してもらえない原因となるという感じがあります。

それで、今回の調査で感じますのは、国勢調査が今の方法でできていたのは暗黙のうちに前提にしていたいろいろな要素があると思っていますのですが、例えば国勢調査の意義についても国民の方々に国勢調査ですと言えば重要なものだということで自ずと理解してもらえらるはずだという前提があった。しかし、それが壊れてしまった。中には教育の中できちんとそれを取り組んで、早い時期からその意義を教えていかないといけないのではないかという意見も出ておりました、その場だけでの一時的な説明だけではなかなか理解してもらえなくなってきた、そういう難しい状況変化の1つだという感じがしております。

竹内座長 では、萩原さん、お願いします。

萩原委員 どうしても必要という理解を求めるとか、調査の意義というのはもちろん大前提ですが、それがなかなか難しいのでこういう会も開かれるということだと思います。阿藤先生には申し訳ないですけども、回答が義務ということ伝えるのも一方の理想像としてあると思うのですが、私は研究者ではありませんし、調査の現場でやってきた人間ですので、データの価値ということは置いておいて、本当に今の項目が全部今の方法でなければいけないのかというところから考えたい。私がそう思っているかどうかではなく、いろいろなことを議論するときの対立アイデアとして。

普通の人たちの感覚からすれば、国勢調査の目的の1つは人口のカウントですね。人口をカウントするというに関してはもちろん全数が必要でしょうけれども、通勤の移動の問題で

すとか家族の構成の問題、そうしたソシオ・デモグラフィックなものというのはサンプル調査ではいけないのかという、そういう考え方も一方において議論すべきではないかと思います。

理想はありますけれども、インターネットの掲示板とか投稿とかを見ていますと、自治体職員も調査員も回答者もみんな不幸な状況にありまして、そのために本当に必要なものだけにそり落とすというのですかね、逆にそういう引き算で見直すという考え方も必要です。みんなに答えさせるという一方で、そういった意見も一方において議論をしたいと思っております。

竹内座長 堀部さん、どうぞ。

堀部委員 国勢調査の必要性は、個人的には十分理解しています。1980年、昭和55年の調査あたりから竹内先生とも議論しましたけれども、プライバシー意識の高まりで難しい状況になってきているというので、それにどう対応するかというようなことで議論をしました。その後も、25年ぐらい国勢統計課の研究会でどうすべきなのかという、具体的な調査方法などについて議論をしてきています。

今回の調査で、メディア関係者と議論する機会がありました。ニセの調査員がだまして調査票を集めたことなどについては新聞でコメントしたりしています。メディアの報道の中には、今回実際に全国紙の記事で明確に出ていますけれども、国勢調査そのものの意義についてかなり批判的なものが出たり、先ほどの予算についてもこれだけかかるのかと言わんばかりの記事があったりもしました。

記者の中には、国民が納得するような、国勢調査の対象となる人たちが納得するような説明がなされていないと言っていた人もいました。個別の問題について一々議論したわけではないのですけれども、かなり批判が強かったと、私は受けとめています。これまでも国勢調査のたびに何か問題があるとコメントを求められていますが、そういう中では昨年、平成17年の調査は非常に厳しい状況だったのではないかと。その後も新聞で、全国的な状況を新聞社独自に調査してそれを記事にするというようなこともあったりしています。必要性そのものが、今回は問われた調査ではなかったかと思います。

また、質問を受けるのは、先ほども須々木委員が言われていましたけれども、住民基本台帳が日本では非常にしっかりできており、毎年確か8月に有権者数を出しまして、どこの選挙区とどこの選挙区の一人当たりの投票価値、一票の格差がどのくらいなのかということは出るが、国勢調査の方は5年に1回ではないか、住民基本台帳による調査でよいのではないかとのことです。諸外国には、住民基本台帳のようなしっかりしたものが一般的にはありませんので、その違いがあるのではないかということも議論になりました。こういうことなどもありまして、

改めて調査の意義をきちんと議論をする、もちろん統計審議会なども行われると思うのですが、この懇談会などでもそのことをきちんと議論をしてみるということが必要ではないか。

一部しか見ていないので評価は難しいのですけれども、民放のコマーシャルなどで日本人だけではなくて外国人も日本に居住していれば対象になるのだというようなことなどもあったりしましたが、どういうコマーシャルあるいは広報がいいのか、これも改めて議論する必要があるのではないかと思います。その他いろいろ感じておりますけれども、とりあえずそういうところですね。

竹内座長 では、和田さん。

和田委員 私はエコノミストをさせていただいているので、国勢調査のデータそのものというのは、エコノミストとしての研究に必要不可欠ということで非常にその重要性を感じております。国勢調査は全戸調査、悉皆調査ということで、得られる情報は大変に重要です。例えば収入であれば家計調査や毎月勤労統計など、サンプル調査はいろいろありますけれども、そこから例えば日本全体の姿を浮き彫りにしようとする、例えば無業世帯が抜けているとか、勤め人だけなので役員が抜けているとか、抜けている部分がいろいろと出てくる。そういう中で全戸調査の情報というのは得がたいですね。例えば、限られた国の予算の中でこういった政策をしていったらどうかという民間の立場からご提案していくようなときに、国勢調査の意義というのは大きいと思っております。

ただ、自分が答える方の側になりますとなかなか難しい点があります。ここにも書いてあるとおり、夜が遅く、オートロックマンションに住んでいてというと、我が家のことかと思うくらいなので、国勢調査のデータを使う立場、そして国勢調査に答える立場と両方考えてみますと、意義の大きさの割には確かに今の時代には答え方ですとか回収の方法とかがちょっとそぐわなくなっている。調査員の方のご苦労もさぞかしと拝察するわけでして。今日のこの会議を始めとして、これから7回の会議を通じていい調査になればと思うのです。

もう1つ、国勢調査で重要だと思う項目は、外国人も対象である点です。人口減少が大きくクローズアップされていますけれども、そういう意味では今後、いろいろな形で外国の方々が入っていらっしゃるでしょう。その方々が何人ぐらいどの地域にいらっしゃるかというのを把握していく重要性というのも増してくるでしょう。そういう意味では、何となくキャンペーンのようだけれども、国勢調査に勝る調査はないのではないのでしょうか。

また、調査項目に関してエコノミストの立場から言わせていただくと、いろいろ難しいとは分かりつつ、例えば収入も入れてほしいとかの希望はあります。せっかくの全戸調査で、しか

も 650 億円も使っているのであれば、ここにもう少し調査項目をつけていただくと、例えば国全体の年齢別、世帯類型別の資産状況が分かりやすくなれば、必要な世帯に必要な行政サービスも打ちやすいのではないかと、いろいろ欲張りたくなるところでございます。

竹内座長 どうもありがとうございました。大体皆さん共通の、ある意味で危機意識もお持ちだと思いますが。私なんか統計を長年やっていると、国勢調査が必要だということを改めて言われるとちょっとびっくり、そんなこと当たり前じゃないかと。では、当たり前ってどういうことだと改めて聞かれると、なかなか普通の方に分かるように説明しにくい。つまり、大正9年に最初に国勢調査が始まったころには当然に答えていただくような気持ちだったのですが、現在の状況の下で、そういう暗黙の前提、国の調査には協力すべきだと統計法にちゃんと書いてあるのですけれども、しかし、それを暗黙の前提として国民の皆さんに押しつけるわけにはいかないという状況になっているものですから、それで改めて理解していただくことが必要ですし、さっき須々木さんがおっしゃったように、広い意味のいろいろな面での教育も必要ではないかと思えます。

何が本当に必要なのかということについて、これもやはり必要なことがよく分からないところもあると思うのですね。つまり、普通の方々はそのようなもの要らないだろうと思われても、そう話が簡単でないということがたくさんあって。ただ、それもよく分かるように説明しなきゃいけない。それはなかなか難しいと思います。今度の国勢調査で職業別、産業別人口というのは何に使うのですかということ質問したら、何かどこかで、いや、それは何に使うかは統計局では把握していませんと答えたという報道があったが、そんな答え方をされては困るのが私の意見ですが。あるいはそんなふうに報道されては困るなというふうに言ってもいいのですけれども。いろいろなところで使っていますが、その場合、すぐ何のところでと具体的な答えが出なくても、それはいろいろな答え方があったはずで、その辺でそれは残念だと思っておったわけです。

そういうわけで、やはり国勢調査の意義というのは、改めて国民に分かる形で示すことが必要ではないかと思えます。それについて1つ感じていることは、PRですね、広報の予算が20億円というお話がありましたが、これは全部事前のPR、調査をする前にこういう調査がありますのでご協力くださいという費用なのですが、私はこういう調査をした結果、こういうデータが分かって、これがこういうふうに使われましたとか、このことについてこんなことが分かりましたということについてのPRというか広報というのをもう少しした方がいいのではないかと思うのですね。つまり、研究の結果でも何でもいいのですが、行政に使った結果でもいい

のですが、それにも数億円ぐらいのお金を使えば結構いろいろなことができるのではないかと
思いまして、結構またおもしろいことができるのではないかと思うのですね。

私の感じでも、行政とかその他の直接の目的に必要なことはずっと使われているわけですが
れども、それ以外に国勢調査というのは本当は情報の宝庫なのに十分使われていないと思うこ
とがよくありまして、そういう意味ではそれをもう少し有効に使うため、もう少しお金を使っ
ていただければ、またかえって理解も増すのではないかということを感じております。

ところで、実施側の局長もお出ですから、局長の方からも何か。

衛藤局長 本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。私も昨年8月15日、局
長に就任しましたが、この調査が10月1日ですので、あっという間に時期がきたわけです。ま
ずポスターの数が少ないのではないかという考えで広報の会社や郵政公社にお願いして郵便局
などにポスターを貼ってもらいましたし、JRにもお願いしました。就任して以来、時間がな
かったのですが、広報と危機管理等を主に行ってまいりました。

そういう中で、9月は例の“9・11”で衆議院総選挙がありました。実は、須々木さんは
よくご存じなのですが、結局、現場では担当の方が選挙の事務もやっておられたりしてい
る中で、総選挙が10月1日の直前にあったという状況でした。

もう1つ関係するのは、やはり市町村合併です。三千以上あった市町村が二千を切るとい
う中で、行政組織的にも統計部局が大変なことになっているのではないかと、そんな心配もあ
りました。

それでも、ともかく10月1日を迎えて、本当に調査員、指導員、それから都道府県等のご苦
労があったおかげで、そこそこにいい形でうまくできたのではないかと考えています。

先ほど、山崎副大臣からもお話がございましたように、「鉄は熱いうちに打て」ということ
で、今回苦労した職員の方が別なポストに異動しないうちに、こういう会合を開くなどして、
対策をきちんと講じる必要があるということで、今回、お願いしたというような次第でござ
います。

いずれにしても先ほど来、先生方からお話がございましたように、地縁社会といいますが、
地域の社会がかなり崩れている、また、世帯ないし世帯の構造が変わっているというような状
況の中で、我が国の統計は世界一流といわれているのですが、その一流の根本たる統計の国勢
調査を胸を張ってやっていけるのかどうかということで、私も危惧しています。

そこで、アメリカの資料なども読んで、勉強を始めたところなのですが、先生方からも諸外
国のお話をというようなことがございましたので、これは、今後、ご報告したいと思ってお

ます。やはり5年先、10年先を考えながら、考えていかななくてはいけないので、実施の事務体制、それから場合によっては最新の技術、テクノロジーなども組み合わせながらやらないと、いけないのではないかという感じがしています。

いずれにしても、大がかりなことは5年ごとのイベントではなくて、オペレーションとしてやっていく必要があります。アメリカの資料で、コンティニアス・センサス・マネジメントというものが目につきましたが、これは長期的なセンサス・サイクルに取り組んでいるものであって、しばらく前からアメリカでは2010年の話、イギリスも今度2011年ですか、そんなことを意識してやっているということを考えると、やはりロングタームのセンサス・マネジメント・サイクルを意識してやらなくてはいけないかと存じます。

その中で先ほどの広報とか教育とかを行いながら、かつ、また資料にございましたように、5年ごとに直前には試験調査を数回行っているのですが、その場合、技術的な試験調査ではなくて、アドミニストレーションというか、世帯との関係でうまくいくかどうかというような、そういう視点でのテストを組み込んでやっていかないとこれからはどうだろうかと、何となく感じているわけでございます。

いずれにしる、本日、いろいろとご助言いただいておりますので、それを整理しながら、これから半年近く、長丁場でございますので、ぜひ先生方からこの場で、あるいはこの場以外でも何かありましたら、事務方にアドバイスとかご注文をいただいて、しっかり勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

竹内座長 どうもありがとうございます。

どうぞ、さらにご意見、いろいろお願ひしたいと思ひます。

どうぞ、阿藤さん。

阿藤委員 先ほど国勢調査ではなくて、例えば住民基本台帳を使えないかというような、これは結構根本的な話で、しかも、かなり国際的に見たら現実的な話ですね。本当に統計調査でないといけないのか、日本のように住民登録なんかしている国はそうないわけですから、逆にいうとそれがあるという意味で、なぜそれで駄目で、国勢調査をやるのかということところはきちんと説明ができるようになっていないと、確かにこれから難しいなと思うのですね。

現実にスウェーデンとかそういう国はもう、あるいはドイツなんかもそうですけれども、国勢調査なんていうものはないのですね。どこかでデータをちゃんととれば、静態をとって引っ張れるというような。社会保障番号というのを基礎にして何でもとれるわけですね。そうい

う国が既にある。

ドイツが大国として、人口大国として国勢調査が駄目になってしまって、今、レジスターの方式を考えているようですけれども、そういう準備やコンセンサスがないうまにドイツのようになるのは困りますね。個人的にはそういうレジスターを使うということは、国民総背番号制みたいなもので、そういうものでデータを作ってしまうといいということは国民的なコンセンサスがあって初めてできるわけです。多分、ドイツなんかそういうものがなくて、とにかくプライバシーが大事だということで国勢調査ができなくなってしまったという、そういう感じだと思うのですよね。だから、日本がそういうふうには追い込まれないようにどう考えているかという、その整理を十分しておく必要があるのではないかというふうに思います。

竹内座長 いろいろな国で国勢調査を今までのやり方でやれなくなってきたので、いろいろ変えてやっている。これもなかなか難しいところがあって、それが下手に伝わると、外国ではもう国勢調査でやらないのに、何で日本はいつまでも時代遅れなことをやっているのだなんていうふうに言われかねないし、それは外国はやりたくてもやれなくなった状況というのがあるということを考えれば、日本はまだやれるのだからやれる限りはやりましょうということがあるべきだと思いますね。

それで、実はこの資料については、いわゆる先進国だけではなくて、アジアの国々などの状況も調べてくださいとお願いしたい。例えば、中国でも韓国でもあるいはインドでも一生懸命やっているわけですね。余り先進国だけに目を向けるというのもよくないのではないかという気がします。

もう一つは、やはり国際的な調整というのも大事であって、特に外国人の問題であれば、出す方と入る方とあるわけですから。ちょっと余計なことかもしれませんが、よその国のことを心配しているのは、EUの中で人口調査に関するシステムが全くばらばらで、あれでEU全体としてどうするのかという気がしているのですね。例えば、人口がEUの中でどう移動しているのかということ把握するのに、非常に困るのではないかと考えているのです。

日本についていえば、やはり外国人の関係もありますから、外国の状況もよく調べておく必要があるというふうに思います。

どうぞ、ご意見を。

萩原委員 私は調査の仕事をやっていますがこういう機会は初めてで、参加するに当たっていろいろな勉強をしたのですけれども、一番驚いたのは調査員が記入するこの世帯名簿です。回答する国民は配布されるものが調査票だと思っていますが、こういうものがあるというのは

総務省のホームページにもほとんど出てないですよ。世帯名簿を埋めるのに聞き取りオーケーですよというのは、調査員は説明を受けているけれども、対象者の方はそういうことを知らないでトラブルになる。何で隣のことを聞かれるのだろうというようなケースがすごく多かったと思うのです。人口のカウントという意味では、こちらの世帯名簿で速報を出すという話ですね。

調査員が世帯名簿を作るのだ、こういうふうに2段階でやっているのだということが説明されてなかったのかなということにびっくりしました。調査員の役割というのはものすごく大変なのだ、と、改めて思いましたね。この辺の情報公開が足りないのではないかなと、率直に最初に感じたことです。

それから、先ほどの話でちょっとありましたけれども、本当にセンサスなのかということに関して、建前で100%回収はもちろんあるのですけれども、例えば、要計表集計について、世帯の申告によるものがどのくらいで、聞き取り調査によるものがどのくらいかというような細かいデータ、これから半年間ありますので、そういった情報もぜひ出していただきたい。米国のケースも3分の2ぐらいの回収から全体を何らかの形で推計しているのだと思いますので、そういう実態をできるだけ公開していただきたい。

竹内座長 アメリカの3分の2というのは何ですか。

亀田課長 郵送調査の回収率が3分の2。

竹内座長 それで、回収されない分についてやはりちゃんとフォローアップを一生懸命やっているのですね。

亀田課長 回収されなかったところについて調査票のフォローアップ。

竹内座長 フォローアップをやっているから、最終的に60何%で済ませているわけではないんです。

萩原委員 そうでしょうか、両方足した数で60何%では。

竹内座長 いや、そんなことはありません。この間、アメリカの場合は、ある年、非常に成績が悪くて脱落8%というのは聞いたことがありますね。しかし、その後はゆっくり努力して、多分90何%まではいっているはず。それでなければアメリカの総人口は把握しようがありません。アメリカには住民票も、それから日本みたいに戸籍も何もないのですから。もう少し一生懸命やっていますから、そんなになることはないと思います。

衛藤局長 近々、報告をさせていただきます。

竹内座長 それから、もう少し今のことについて、重要なことですから。本当にこの間の国

勢調査でそういうまく調べられなかったケースがどのくらいあったかということについては、一遍に公表してくれるといいですけども、やはり議論の中ではある程度お伺いしたいですね。いろいろ問題があったとあるが、どのくらい問題があったということについて量的なデータがほとんど入ってないので、ある程度出していただかないとですね。例えば、封筒で出たのが何%くらいあったとか、それが県によってどう違ったとかというようなことについての数字は持っていらっしゃるはずですから、ある程度は出していただかないと。かなりありましたとか、いろいろ地域によって差がありました、その程度では我々が議論するのに余りよいことではないと思いますので。

衛藤局長 当方としてはまず結果を出す方が優先されますので、今のお話のような行政のプロセス、アドミニストレーションに関するデータというのは行政として当然把握しなくては行けないわけですが、少々、時間的に遅れてしまうというのは従来からありました。従来はそういう関心が今回ほどはなかったと思うのですが、できるものから、また地方にご協力いただいてそろえていきたいと思います。

竹内座長 お願いします。

亀田課長 地方ではまだ調査票の審査などを行っている段階です。今年度一杯ですね。ですから、3月ぐらいにならないとどうしても聞き取り率とか封入率とかというデータが集まらないということです。次々回、3回目ぐらいに提出を考えています。

竹内座長 何回目でも結構ですけども、是非、具体的な数字としていただきたい。

衛藤局長 萩原先生の先ほどの世帯名簿の件ですが、調査員の方が現場におられて、自分が回るところの地図を書いて、こんなふうにかがあって何世帯ぐらいおられるかという調査区要図とこの世帯名簿の2点セットを作成することが大事な仕事で、いってみれば調査事務の一環ですので、多分従来は公表というような形にはならなかったと思うのです。

世帯名簿について、何か補足はありますか。

亀田課長 そうですね、これはもう調査用品で、調査員が事務的に調査に用いる道具というような位置づけなものでして。

竹内座長 つまり、これは統計をやる方の側からすれば、これは統計調査をやるために絶対に必要なわけですね。例えば50世帯を回って調査票を配って歩く場合、そもそも、その回って歩くべき世帯がどこにどれだけあってということ、ある意味ではリストをつくっておかなければ駄目ですから。それは全く技術的なことなのですが、ただ、多分、調査される側からすると、それなら俺が書いた方がいいとか、調査票に書くことを聞くのかとか、そういう議論にな

りそうですから、その説明は現在では必要かもしれないですね。

萩原委員 調査票に記入するだけでなく、隣の人のことを聞かれるというところが多分不信感が出る原因ではないか。こういう世帯名簿のようなものを調査員が書かなきゃいけないのだよということが分かっているならば、隣が不在だからという言い方もできるのですけれども。普通はものすごく不思議に思うだろうなと思います。

衛藤局長 一時的な地図の作成、名簿の作成ということですが、簡単には確定できないわけですね。名簿を消したりとか、書き換えたりとか、いろいろなやりとり、いわゆる行政事務としてあるということなのです。

竹内座長 調査票は秘密保護の義務がある。調査が済んだら、世帯名簿は原則、破棄するのですか。

亀田課長 10年の保存という扱いです。

竹内座長 保存ですね。保存はやはり秘密扱い。

事務局 調査票と同じ扱いです。

竹内座長 同じ扱い、そういうわけですね。では、そういうこともちゃんとはっきりと一般に説明する必要はありますね。

何かご意見ございませんか。

飯島委員 僕も調査票を実際書いてみましてね、今、いろいろお話がありますように、技術論的なところもさることながら、何のためにやるのですかということをもう少し分かりやすく、広報とかテレビPRをやっていただきませんかなかなか分からないのですよ。ですから、調査員が来られても調査員の説明では分からないのですよ。ですから、そういう意味で分かりやすいニーズとか活用の方法であるとか、国際面における協調性の必要であるとか、そういう面で国力を把握する原点の統計調査だというような趣旨も含めて分かりやすく、私はテレビ宣伝が一番いいと思うのです。もちろんポスターもいいですよ。その場合、NHKのニュースの最後に、7時とか9時とか10時とか、その最後30秒ぐらいPRしてもらおうのですよ。そのとき余り言わずに「協力しましょう、国勢調査」とかでいいですよ。そういう何かインパクトを与えるような、通り一遍のポスターとかテレビコマーシャルではなかなか効き目がない部分がありますから、手短かで分かりやすくインパクトのあるようなものを出してもらいますと。

もう1つは、これからは利用サイドに立った立場からどういう調査方法がいいのかということを考えるのが大事です。調査の主体は国民ですから、国民サイドに立って見た場合に、これが本当にいいのだろうかという視点も必要だと思うのです。それで、やはりアメリカ方式もあ

るなど前々から思っではいるのです。ですから、今後、若者がどれくらいITを含めた対応が出てくるかということを考えますと、この調査員調査を主体において、それだけに依存するような調査手法で本当にいいかどうか、将来のエレクトロニクス、家庭内におけるそういうものを含めて予測しながら、集計する方は大変かもしれませんが、国民の全数調査をするのだったら、本当に回答しやすい立場から調査方法についてアプローチする必要があるのではないかと。

3番目は、日本はやはり垣根文化ですよ。プライバシーをものすごく大事にするのですよ。アメリカは垣根はないです、家の回りを見てもね。日本はどうもやはり自分の世界は余り外部に知られたくないという垣根文化がありますから、その文化の中でどのように対応したらいいかと。新宿区で民生委員をしている方に聞きますと、やはり調査票を直接送っていただいて、直接返したいと、途中の介在をやめたいと、やめてほしいという声は結構あるのですよ。

それから、調査員の方についても、やはり初めてお会いしますから、疑ってかかる人もいるのですよ。調査のときは国家公務員ですよ。ですから、ちゃんと名刺でも渡していただくといいのですよ。名刺を出してきちんと自分というものを証明する存在証明をするような方向で各家庭を回っていただくとか、何か、回答する方から見て安心感が持てるような手法をとりませんか、調査員調査だけをすべての国勢調査の調査だといって一律にやるのはもう限界にきているのではないかなという感じがしますね。

また、調査員調査の場合、質の問題がかなりあるようですね。説明義務を全部調査員に押しつけるのはやはり難しいと思いますね。抽象的な質問を全部、調査員に納得できるような説明を求めるようなことは難しいですから、それはテレビとか広報とかを通して、全部の国民に対するPRは政府の方でやる義務があるのではないかと思いますけれども。

衛藤局長 飯島先生のお話の最後の方の調査員のIDについては、統計局長の名前が入った非常勤の国家公務員の調査員証を携帯して回っていただくようにしているのですが、おっしゃるように、なかなかそれだけで信用していただける状況になっていないようです。

竹内座長 それには写真は付いていますか。

衛藤局長 写真はないですね。

竹内座長 写真を付けた方がいいですね。

飯島委員 みんなぶら下げて来るのですよ。ですから、どれが本物か分からんということになる。

衛藤局長 そうですね、最近、いろいろな詐称問題もあったり。

飯島委員 そうなんです、余りいい世の中じゃないですけどもね。

竹内座長 どうぞ。

城本委員 座長がおっしゃいました、結果がこんなに役に立つとか、こういうふうになっているのですよということはもっと分かりやすく広報をやった方がいいと思います。恐らく、私の印象では、私の子どもころから同じようなチラシの内容で国勢調査の啓発というのをやっていて、余り関心は持たれていないなというふうに思います。今、やっているのだなというぐらいしかないので、もっとそこは工夫をされたらいいと。

竹内座長 それで、事前、事後の広報についての時間は、NHKのニュースというのは一定の長さがあるわけだけれども、日によって実際の内容が多かったり少なかったりしますよね。比較的余裕があるときにはね、そういうふうな枠組みでもいいのではないかと。何も何月何日でなければならぬということではないですからね。

城本委員 それは柔軟に対応できますが、報道と啓発ということは分けて考えなければいけない。

それから、最初に出ました、この中にも幾つかありますけれども、つまり堀部先生がおっしゃった弊害といいますか、いろいろなまずいことが起きて、それを報道することによって、ますますネガティブなイメージを持たれているという、確かにそういう面はあるのですけれども、ひとつ、これはやはり世の中の変化というものをマスコミは後追いをしているというふうに考えた方がいいと思っています。それによって協力を得られなくなっているというよりも、やはり調査を受ける対象の方たちが非常にある種の不信感を持っている。僕はそれは期待の裏返しだと思うのですけれどもね。つまり、長いこと官がやってきた調査で、国家公務員が調査に来て、きちんとやって、その調査票をいかにげんに扱ったりのぞいたりはしないはずだというそういう1つの幻想があって、メディアもそれがあって、ちょっとそれでないことがあると大きく扱ってしまうという。それはやはり、そういう試練にさらされているというふうに理解していただくしかない。むしろ積極的に実態はこうですから、それも飲み込んで協力してほしいというふうにいわないと、恐らく今の一般の方から、とても理解されないのではないですか。

それから、もう1つ、必要性という意味でも疑問が出ているとおっしゃいましたけれども、これも要するに、さっきの話と重なりますけれども、何のためにやっているかということやはりよく分かっていない。特にマスコミも、我々というか統計を利用するときはそれは大事だというのだけれども、そうじゃないときはやはりプライバシーとか個人情報という流れの中で、要するに行政、官が個人の領域に踏み込んでくることは基本的に悪いことだという、そういう

意識がやはりあるということですよ。だから、そうじゃなくて、むしろ国民というか自分たちの身の丈を知るのにお互いにみんなで情報を共有しましょうということですよ、ということをきちっとPRというか、理解を求める必要があるのかなというふうに思います。

それと、調査員の話ですが、私も選挙の担当をしたことがありまして、世論調査なども実際に調査員の方を、選挙の調査、出口調査というのをやりますけれども、実際に調査員の方たちにいろいろお願いをしてこういう調査をやってくださいということによって、その苦労というのはよく分かるのです。もちろん国勢調査の調査員と身分は違います。ただ、やはりこの種の調査は、調査員が調査の意義とか意味ということをよく理解してやる方が確かに精度は高くなるのです。精度は高くなりますが、往々にして優秀な方ほど自分の思い込みでいろいろな対処をしてしまって、これ何に使うのといって、分かりませんはいいいのだけれども、違うことを言っちゃったりすることがあるのですね。それでトラブルになったりということもままあって、非常にこれは悩ましいところなのです。

やはり調査員にきちんと分かってもらってやってもらったらいいのですけれども、一方でなかなか質が確保できないということと、中途半端に分かった人がいるとかえってまずいことが起きるといふ部分がある。1つのこれはアイデア、1つの例としてですけれども、私の経験でいうとですね、とにかく何か相手から聞かれたときに、これは何の調査とか何とかと言われたときに、無理に答えずに、それはNHKの方に問い合わせてくださいということで、フリーダイヤルの電話番号を渡して、名刺みたいなものですがけれども、何かクレームを含めて、あれば、そこにすぐ連絡してくださいと、その場で連絡してくださいというふうにやってくださいというふうに頼んだのです。これは国勢調査でできるかどうかは別としてですね。少しそこはよく考えた方がいいかなというふうに思います。

竹内座長 どうぞ。

須々木委員 余り悲観的に考えてはいけないと思っているのですが、調査現場を見て感じますのは、今の国勢調査では前提になっていることが幾つかあり、先ほど申し上げました国勢調査に対する理解のように、それら暗黙のうちに前提にしていたものが崩れてしまったということがあると思います。その背景には、いろいろな要素がお互いに絡み合っていて、相乗作用を起こし、様々な問題が出てきてしまったのではないかと思います。この点をはっきりできればいいという感じがしています。

例えば、調査員を募集するに当たっても、今は自治会、町会がかなりのウェイトを占めていますが、それらが非常に弱体化してきている。昔は自治会や町会から選ばれた調査員が行けば、

それだけで信用があった。知らない人が来るということに対しては非常に警戒心があって、知っている人ならば安心できたということがあるのですが、最近は知っている人だとかえって安心できない、自分の個人的情報を教えたくない、逆の現象も出てきています。

それから、今、問題だというのが、全体の中のどの程度のウェイトなのかははっきりさせなければいけないことだと思うのですが、調査員の人に聞きますと、調査区の状況によりまして、集合住宅が多いところと戸建ての住宅が多いところとでは大変さは全く違う状況です。国勢調査に対する協力の度合いも全く違う。

それで、集合住宅がどんどん多くなっていくということになれば、やはり今のやり方ではもう進まない、そこをどうにか変えていかなければいけないという意味で、前提を変えて考えていかなければいけないのではないかと思います。

さらに、調査ものにみんな慣れて、調査票などは大体捨ててしまう。そうしたものと同じようなレベルで、国勢調査も見られがちだという感じを受けます。

それと、先ほどテレビのニュースの終わりにPRするとのお話がありましたけれども、例えば、生活が多様化し、調査が一番大変な人たちは通常の時間帯には余りテレビを見ない、また、特に若い、いわゆる単身世帯の人たちに対してどうしたらアピールできるか、一番の問題の部分かなというように感じております。これもきちんと把握した上で対策を練る必要があると思っております。

竹内座長 どうぞ。

和田委員 意義と義務というお話があったと思うのですがけれども、学生としてアメリカで暮らしていたときに、先ほど若い人は統計調査とかセンサスとかに興味がないとおっしゃっていたとおりの状態で、センサスがある、いやいや、外国人留学生だから要らないだろうということで答えないでいたら、寮に住んでいたのが寮長に呼ばれ、明日までに調査票を出さないと100ドルの罰金だと言われて、外国人もアメリカ人も飛び上がって書いて出したという思い出があります。

アメリカの最初のセンサス体験が罰金から入ったというのもあって、日本でそうあってほしいというわけではないのですが、例えばこれから先の国勢調査の在り方というのを考えていく上で、国勢調査に回答する義務と罰則という面を改めてどうするかを考えることも必要になるのではないのでしょうか。私は、日本の国勢調査は罰金制度はないのだと思っていたら、法律上はあるのですね。なんでも10万円以下の罰金か6か月以下の禁固とか書いてある。あるのだなということだけは分かったのですが、若い人がどういうふうに協力していくか。

あくまでも協力なのか、それとも義務なのか。義務だとすると効力のある罰則を伴うのか、それとも義務だけ敢えて罰則を課すようなことをせず、あくまで努力して協力を呼びかけていくのか。今後の国勢調査を考える上では、こういう面をどうするかも含めて考えていかなければいけないのかなと。

竹内座長 和田さん、アメリカで実際に罰金を取られた人はいますか。

和田委員 それが分からないのです。

竹内座長 ほとんどないはずですよ。

和田委員 脅しなのですか。みんなを飛び上がらせるだけなのですね。

竹内座長 というのは、実際にどのくらい罰金がありましたと聞いたら、ほとんどないと。

和田委員 やはり。今、伺おうかと思っていたところでした。

竹内座長 ところが、ドイツに行って聞いたときは、ドイツでも同じ法律があって、罰金を取るのですかと聞いたら、期限に遅れたのは毎回必ず罰金です。毎月毎月、いわゆる強制みたいなものですね、罰金なんて取るのは当たり前だと。やはりドイツとアメリカは大分違うのですね。

和田委員 気質が違うと。

竹内座長 やはりドイツはすべて法律的に効力があるので、国勢調査を実施するときは、国会で法律を通さなくてはならないが、反対の機運が高まったこともあり、1987年以降、調査が実施されていない。何でも法律で決めるドイツのいわばマイナス面が表れている。

和田委員 光と影ですね。

竹内座長 そのかわり罰金も遠慮なく取るのだとっていました。

日本ではこれは体質として、罰金を取るということが果たしてプラスになるかどうか。

和田委員 ええ、それは嫌ですけどもね。

竹内座長 ドイツでは取るのがいいと。日本では多分そんなこと言ったら、それこそ猛反対で、多分国勢調査に対する反対運動が起こる可能性があると思うので、これは法的なものに対する社会的雰囲気の違いじゃないですかね。

和田委員 そうですね。

萩原委員 飯島委員がおっしゃいましたように、調査員だったら嫌だけれども、郵送だったらオーケーと、そこが少しでも回収が積み上がるということですね。記事などではいろいろな調査手法で、回収手法でということが既にいろいろ出ていまして、それはすごくリアリティーがある話だと思います。

自己紹介の時間がなかったので、マクロミルという会社はご存じないかもしれませんが、インターネットリサーチを専業にしている会社でございます。私自身は20年、社会人ですけれども、ずっとマーケットリサーチ会社におりまして、日経リサーチ、リクルートリサーチというところで世論調査とか社会調査をずっとやってまいりました。

調査業界でも本当に同じような問題に直面しておりまして、面接法というのが急激に回収率が下がっている。調査業界で今一番ホットなテーマは何かというと、マルチモード調査です。もともと日本の調査の考え方はすごく厳密でして、1つの方法できちんとやりなさいというのが主流だったのですけれども、やはり背に腹は代えられないということで、複数の調査方法を併用して、できるだけカバレッジを高くしようという意見も出てきております。おそらくそのあたりも議論になるだろうということで、ネットリサーチを10年ぐらいやっている立場からの参加ということになったと思います。ぜひこの点に関しては、私も貢献したいと思います。

ネットに関しては日本全体でみればカバレッジは十分ではありませんが、便利であれば活用するという特徴もあります。例えば株式取引なんかは2、3年前は対面や電話だったのにいまや個人投資家の8割はネットです。それから複雑な確定申告の作成も国税庁のサイトでやって、多分、今では、100万人とか200万人とかになっている。ですからインセンティブというか、きっかけがあれば、ネットの利用者はそれこそ何千万人ですので、ネットの活用は本当に真剣に討議してもいい話だろうと。今後ネット関係のことについては、できるだけ現状等をお話したいと思います。

竹内座長 堀部さん。

堀部委員 資料4に検討課題が出ていますが、これらのかなりの部分については亀田課長のもとで、あるいは歴代の課長のところで法的な問題や意識の問題なども含めて随分検討してきました。次回、検討課題についてヒアリングということでもありますので、今まで検討してきた内容なども出していただいたりして、それでいいのかどうか。法律家が多い研究会ですので、申告命令に対する申告義務を負うから、義務違反の場合に罰則があると書くか、今回の国勢調査のときにもどこまで書くか書かないか議論をしました。

竹内座長 法律家の方は、書いてあればそれは実行されるという建前かもしれませんが、

堀部委員 いや、法律家の中でも意見は分かれています。NHKの受信料と似たところもあります。NHKの場合は契約締結義務にとどまっていますが、是非このあたりの資料をまとめていただいて、ここでいろいろ意見を出していただくと、今後また詳細に検討する機会があれ

ば、それを基に検討したいと思います。

竹内座長 どうぞ。

阿藤委員 先ほどの説明の中で、市町村の関与の仕方ですけれども、特に今、問題になっているマンションとかそういう集合住宅、それから管理組合とか管理会社に対して協力を要請するのは、調査員じゃなくて、市町村自体が事前にそういう協力要請を具体的に個々の管理会社、あるいは管理組合にしているのか。それとも調査員がそれを個々に、たまたまそういうものがあつたらするのか、その辺の関わりはどうなっているのですか。

衛藤局長 今回は上位団体の社団法人の日本高層住宅協会にもアプローチしましたし、また、事務的な文書で管理組合とか管理会社に協力依頼状を送ったのですが、個人情報保護について、ガードが固かったですね。そこは時間の制約もあって、なかなかうまくいかなかったという状況はありますね。

阿藤委員 個人よりもむしろそういう組織体であれば、こういう法律に基づいてと。

衛藤局長 そういうことも含めての説明というか文書を出したのですが。

亀田課長 国からもやりますし、市町村からも地元の管理会社なりにお願いするのですけれども。

竹内座長 どうぞ。

須々木委員 今のお話ですけれども、東京都も各管理団体を回りました。市町村だけではなく、都も規模の大きなところを回りました。管理団体だけではなく、その下の管理会社にも幾つか大きなところを回りました。それで分かってくれたところもあるのですが、それが現場の建物の管理人まで徹底しているかは、非常に心もとない感じがしました。

それと、プライバシーを守るというのが我々の建てたマンションの使命だということで、協力をしないというところも実際ありました。

先ほど和田委員から罰金というお話があったのですが、世帯に罰金はなかなか難しいかと思うのですが、そういう会社とか法人関係については適用してもいいのではないかなという感じがしますね。

竹内座長 そういうふうに協力しませんということを明示的に言った場合は、それは当然法令違反になると思います。

堀部委員 申告義務はマンション管理組合までは及ばないのでは。

亀田課長 聞き取り調査は任意協力ですけれども、要するにマンションの中に立ち入らせないとかそういうことは。

堀部委員 立ち入らせないという公務執行妨害罪の適用の可能性があるのではないかと思えますけれども、1軒1軒インターホンを押して入っていくのか、どういうふうにしているのですか。

竹内座長 それは後で伺った方がいいと思います。

それで、まだご意見いろいろあると思うのでけれども、ぜひというご意見がありましたら、どうぞ。

和田委員 1つ分からないことがあるのですが、先ほどからプライバシーと個人情報、個人情報保護法と国勢調査に対する協力義務というのがいろいろ出てくるのですが、その個人情報保護法という今度できた新しい法律の内容と、先ほど来、出ているいわゆるプライバシーという考え方、これと国勢調査への義務がどういう関係になるのでしょうか。プライバシーイコール個人情報じゃないはずなのですね。個人情報だったら、例えばインディビジュアルデータというふうに別の概念だと思えるのですが、そこが混同されていて、自分の名前から何からすべて、全部プライバシーだということになりつつあるように思います。

ただ、個人情報は個人情報でどこまで共有できるのか、どこからがプライバシーで余人が立ち入るべきでない部分なのか。あと、国勢調査とプライバシーというのはどういうふうに関わるのか。プライバシーと個人情報、義務と保護、このあたりが曖昧なところが国勢調査への不信感、信頼感の基本にあるのではないかと思うのですが、

竹内座長 堀部さん、その点。

堀部委員 いつか機会があれば説明しますが、簡単に割り切れるものではありません。プライバシーと個人情報とは1対1で対応している概念ではありません。プライバシーという言葉の方が先に日本では出てきたのです。1970年代の前半あたりから少し法制化の議論を始めたときに、プライバシーというのは何だか分からないので、なかなか定義できないのです。裁判所の判例で定義はありますが、あるいは学者の定義もあるのですが、その範囲は明確ではありません。客観的に保護の対象をとらえようとする、例えば、ドイツでダーテンシュッツゲゼツ、データ保護法というような言い方をしているのも参考になりました。ドイツにもプライバシーに1対1で対応する言葉がありません。フランスなどもそうですね。フランスはラビプリベ、私生活というような訳語を当てはめている場合もありますけれども、1対1で対応する言葉はありません。

竹内先生とご一緒した行政管理庁のプライバシー保護研究会でも、あのときはプライバシー保護研究会といいながら、個人情報や個人データをどう扱うかということを検討しました。〇

E C Dの1980年プライバシー・ガイドラインにしましても、プライバシー・ガイドラインといってもパーソナル・データをどう扱うかについて8原則を掲げています。

ということで、プライバシーと個人情報とはイコールではありませんし、日本で法律をつくるとなると、プライバシーという言葉ではあまいです。個人情報、個人データというような言葉で表現をして、それを保護の対象にするということになります。昨年4月1日に全面施行された個人情報保護法というのは、正にそういう個人情報、個人データを保護の対象にしている、プライバシーという言葉は一切使っていません。

竹内座長 その個人情報保護と統計の関係というのはまだ分かってないところがあるわけですか。

衛藤局長 統計法は、個人情報保護法の適用除外です。

堀部委員 統計法は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律で、適用除外にしています。

竹内座長 ええ、適用除外になっているけれども、実際の国民の意識の中では全然はっきりしないですね。

堀部委員 それは理解されにくいですね。

竹内座長 それでは、まだご議論があると思うのですが、きょうはここまでで、次回に。この次は2月のいつごろですか。

亀田課長 中旬以降でお願いします。

竹内座長 2月16日木曜日の午後1時から3時、統計局でやるということによろしければ決めさせていただきます。

また、この懇談会について、オブザーバとして必要な方に参加をいただくこととし、実際の現場でこれまでいろいろ経験をされた方や、また場合によっては、この国勢調査の問題について、特にご意見をお持ちの方に来ていただければと思います。特に国勢調査の経験が今まで豊富な、前統計局長でいらした大林さんにもオブザーバとして出席をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

その他地方公共団体関係の方とか、場合によってはそういうような方もオブザーバとして出席をお願いしたいと思っています。事務局で連絡などをお願いします。

局長はご都合がいたら、ご出席いただけるそうですので、局長は事務局という意味でなくて、いろいろと議論に参加いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、今日はこれでよろしいでしょうか。

それでは、本日の会議の後でプレスに対してブリーフィングをするということになっております。私が座長として、この会を代表して、させていただくことになっていきますので、その点をご了承いただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。